

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	所沢市保育園等運営審議会（第3回会議）
開 催 日 時	平成26年10月17日（金）午後2時から4時
開 催 場 所	市役所3階 第6委員会室
出 席 者 の 氏 名	山中 利美、渡邊 美恵子、福田 春美、野嶋 栄一郎 菊池 義信、川口 一弘、小林 伸子、園田 公斗
欠 席 者 の 氏 名	原 勉、梅沢 好文
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	
議 題	(1) 利用者負担のあり方について (2) その他
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料7 <ul style="list-style-type: none"> ・資料7 - 1 新制度における利用者負担額（保育料）について ・資料7 - 2 2号・3号給付子どもの保育料徴収基準額表の新旧比較表 ・資料7 - 3 利用者負担額における階層区分案 ・資料7 - 4 案 と案 の比較 ・資料7 - 5 教育標準時間認定（1号給付）の利用者負担額 ・資料8 <ul style="list-style-type: none"> ・資料8 - 1 公立保育園の延長保育料及び一時保育料について ・資料8 - 2 延長保育時間について ・資料8 - 3 一時保育時間について ・資料8 - 4 延長保育料積算根拠 ・資料8 - 5 一時保育料積算根拠

<p>担 当 部 課 名</p>	<p>こども未来部長 仲 志津江 こども未来部次長 本田 静香</p> <p>保 育 課</p> <p>課 長 町田 真治 主 幹 守谷 秀明 主 査 後藤 欣宏、正月 誠、草薨 秀夫 松崎 清吾 主 任 北丸 淳子 主 事 武市 梓</p> <p>こども支援課</p> <p>課 長 浅見 仙隆 主 幹 岸 克実 副主幹 長谷川 和也 主 任 岡崎 晋二郎</p> <p>こども未来部保育課 電話04(2998)9126</p>
------------------	--

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
会長	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>（傍聴希望者の入場）</p> <p>（1）利用者負担のあり方について</p> <p>前回の会議では、利用者負担に関する国の示した基準とそれに対する市の考え方を示して、利用者負担に関する基本的な考え方を整理した。</p> <p>整理し基本的な考え方にに基づき、事務局で具体的な利用者負担額を算定しているので、はじめに、保育料の利用者負担額について、事務局から説明願いたい。</p>
事務局	<p>〔 資料7に基づき、利用者負担のあり方（保育料）について説明をした。 〕</p> <p>また、ここで、本日欠席の委員から次のような意見をいただいたので申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20の階層区分（2号・3号）については、利用者にとってメリットが多く賛成である。 ・子育ての第一次的責任は、保護者にあり、利用にあたっては、必要最小限にとどめるよう告知をした方がよい。 ・2号、3号の保育料については、現行の金額に基づいており賛成である。 <p>以上がいただいた意見である。</p>
会長	<p>委員の皆さんの意見、質問はあるか。</p>
委員	<p>資料7-3の表で、案の年少扶養控除再計算無しと、案の年少扶養控除再計算有りを比較すると、C14辺りから逆転しているのはどういうことなのか。資料7-2の保育料についての説明では、新旧を比較し同じ階層であれば保育料は変わっていないが、資料7-3では、案と案を比較した場合、同じ階層でも</p>

<p>事務局</p>	<p>金額が違うのはということなのか。</p> <p>資料7-3の表は、資料7-2で新旧の同じ階層では保育料は変わらないとの考え方に基づき、保育料の計算の基となる階層ごとの市民税額について案と案を示したものである。質問に対する回答については、次の資料7-4の内容を説明しながら回答させていただく。</p> <p style="text-align: center;">〔 資料7-4に基づき、資料7-3案と案の比較を説明した。 〕</p> <p>以上の説明したとおり、国が示すモデル世帯では年少扶養控除再計算の有りと無しของどちらでも保育料は変わらないが、国のモデル世帯より年少扶養人数が多い世帯では、年少扶養控除再計算無しの場合には保育料が増加することになる。このことを考慮し、現行の保育料と変わらないよう年少扶養控除再計算を行ったものが、資料7-3の案である。</p>
<p>委員</p>	<p>案の場合の経過措置について、既に入園しているものが卒園するまでの間に限るとあるが、例えば、平成27年度に0歳児が入園した場合、年少扶養控除再計算有りなのか、それとも無しで保育料を計算するのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>国が示している解釈によると新たに入園した方については、年少扶養控除を再計算する対象とはならない。</p>
<p>委員</p>	<p>経過措置期間内と経過措置期間後における国の費用負担は、どのようになるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>経過措置の間であれば、国も費用を負担すると思われるが、最終的には国の予算の審議を経てということになる。また、経過措置期間後については、現時点では明確な回答をしかねる。</p>
<p>委員</p>	<p>保護者の立場で考えれば、支払う保育料の負担感が増すということにならないようにしていただきたいし、運営者の立場としても保護者が安心して預けられるよう、保育料の負担が増えるということがないようにしていただきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>今ここで審議し決定しなければいけないのは、案か案のど</p>

	<p>ちらかを選択することである。その先のことについては、明確でない以上、ここで議論してもしかたがないのでは。</p>
委員	<p>案 か案 の選択となると、案 がよいと思う。</p>
会長	<p>それでは、案 を選択することに決定でよろしいか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
事務局	<p>先ほど経過措置後のことについて議論があったが、このことについては、第4回の審議会でも追加説明をしたい。</p>
会長	<p>それでは次に、教育標準時間認定について事務局から説明を願いたい。</p>
事務局	<p>（ 資料7 - 5に基づき、教育標準時間認定（1号給付）の利用者負担額について説明をした。 ）</p>
会長	<p>資料7 - 5に関する事務局からの説明について、何か質問はあるか。</p>
委員	<p>1号の教育標準時間は4時間、2号の保育短時間の場合で8時間となり、時間数だとこれだけ差があるが、これに対する利用者負担額を見ると、C1の階層では200円の差になっている。保育を受ける側、親の立場で考えた場合、200円の差でよいのか。時間数からすると差額が少ないと思うが。</p>
事務局	<p>4時間と8時間の時間差に対して、利用者負担額でもかなりの差を付けるべきとの意見もあるかもしれないが、資料7 - 5のAからC6までは低所得者層であることから、2号短時間の利用者負担額は低く設定しており、この額に1号が追い越さないように市の負担により設定している。更に、利用者負担額の差を大きくすると、1号の利用者負担額がすごく低くなってしまう。</p> <p>加えて説明させていただくが、幼稚園で実施する教育時間前後の園児の預かりの利用回数によっては2号と1号の利用者負担額の逆転現象が起こる可能性があることから、新制度の幼稚園で実</p>

	<p>施する幼稚園型一時預かりの利用料の上限を設定するなど工夫も必要である。資料 7 - 5 についてはこれらを考慮した案となっている。</p>
会長	<p>他に質問はあるか。</p>
会長	<p>他に質問はないようなので、教育標準時間認定（1号給付）の利用者負担額について、資料 7 - 5 の案とおりでよろしいか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>次に公立保育園の延長保育料と一時保育料について事務局より説明を願いたい。</p>
事務局	<p>〔 資料 8 に基づき、公立保育園の延長保育料及び一時保育料について説明をした。 〕</p>
会長	<p>何か質問はあるか。</p>
委員	<p>土曜日の一時保育料が安くなっているが、保育園は土曜日でも 1 1 時間の開所している。これでも土曜日を半額にしてよいのか。</p>
事務局	<p>一時預かり事業に関しては、市の要綱で定めている。原則、土曜日は半日と規定していることから、それに応じて土曜日を半日としている園については、一時預かりの利用料を 7 0 0 円とするものである。平日と同じ時間で一時預かりを行っている園は、1 , 3 0 0 円でも可能である。なお、市が実施している土曜日の一時預かりは半日であることから、今回、利用料を 7 0 0 円としたものである。</p>
会長	<p>他に質問はあるか。</p>
委員	<p>資料 8 - 2 によると、新制度施行後では 1 6 時 3 0 分から 1 8 時 3 0 分までは、1 時間 1 0 0 円となっているが、これは 1 6 時 3 0 分から 1 7 時 3 0 分までの 1 時間いた場合に 1 0 0 円を支払うのか。それとも 1 6 時 3 0 分から 1、2 分過ぎた場合でも 1 0 0 円を支払うのか。</p>

事務局	<p>極端な話をすると、1、2分でも1時間の料金がかかる。</p>
委員	<p>1時間100円ということだが、資料8-2の下段の表では7時から7時30分までの保育料は100円となっているが、これはどういうことなのか。</p>
事務局	<p>保育短時間である8時間に認定された方が保育標準時間である11時間以上を利用した場合、保育標準時間の範囲以外の時間を利用をすると30分100円、11時間以内の延長については1時間100円となる。</p>
委員	<p>1、2分ではなくともせめて15分刻みくらいに対応できないか。7時45分に登園した子の保護者から100円もらえるかどうか。この場合、園の努力に任せるということなのか。</p>
委員	<p>今ここでの審議で、あまり細部なところまで市に説明を求めても仕方がないのでは。</p>
委員	<p>市が決めたものについては、民間の保育園はこれに従うしかないのか。</p>
委員	<p>市は利用者に対し、このことについてきちんと説明して、理解していただくことが必要である。</p>
委員	<p>それほど大きな額ではないので、その時間に利用しているのであれば、負担してもらうべきではないか。</p>
委員	<p>1日単位ではそうであっても、例えば、これが20日分だと2,000円になる。この負担が半分の1,000円になれば利用者也助かるのでは。</p>
委員	<p>何でもかんでも市に負担をお願いするのではなく、多少保護者も負担するという意識を持ってもらうべきなのでは。</p>
委員	<p>このことに関連しての意見だが、子育てに関することを親が第一義的責任を持つと言ってよいのか。保育所については児童福祉法の24条に基づいて実施されるということが前提であり、自治</p>

	<p>体の責任においても重要な部分である。出来る限り市が負担して子育てに対する安心感を持てる市であってほしい。できるだけ保護者に負担のないよう誰でも安心して預けられるような考え方を基本として進めるべきである。また、延長保育料については、保護者の負担だけではなく、このやりとりを毎日繰り返していく運営者側の負担も多いと思われる。延長料が発生するラインについて、公立ではどのように考えているのか。利用者同様、運営者側も戸惑いを感じる。</p>
事務局	<p>保育園の現場サイドからの意見についてはお聞きするが、延長保育料等は「使用料」として法に基づく考えのもと、たとえ1、2分であっても適正に対応すべきものとする。</p>
委員	<p>これは法に基づく利用者側と運営者側との契約であり、契約と配慮を一緒にしてはいけない。決められた契約の中で何かしらの配慮を判断していくということではよいのではないかと。今この場で双方の議論をしていくのは非常に無理がある。</p>
会長	<p>配慮とは運用に関することであり、運用に関する議論については、第4回の会議で市が答えられる範囲内で説明してもらえればよいのではないかと。</p>
委員	<p>延長保育料の積算根拠についてだが、資料8-4の下段で1時間あたり100円とするとあるが、これの算出根拠となる1園あたりの利用数児童の39人という数字の根拠は何か。例えば、私が運営している園では、夕方6時以降にいる園児は合計で40人程おり、内訳は0歳児から1歳児が8人、2歳児5人、残りは3歳から5歳児となっている。この人数から計算すると保育士3人では運営できない。ここで示されている人件費の3人の根拠は何か。</p>
事務局	<p>職員配置に関しては、単価設定は平均的な利用を基準にして定めている。例えば現状の単価設定については、利用者20人の園児を基準にしている。園によって、利用者が多い・少ないといったバラつきがあり、また、今お示ししているのは公立の料金設定のため、私立の水準とあわない場合もある。この場合には、公立と異なる料金設定をすることも手続き上可能だが、あくまでも公立の水準は、平均をとらせていただきたい。</p>

委員	分かりました。
委員	今日決めなければならないことは、ある程度結論が出たのではないか。
会長	それでは、公立保育園の延長保育料及び一時保育料については、資料8の案のとおりでよろしいか。
委員	異議なし。
	<p>(2) その他</p> <p>次回の会議開催予定について、説明した。</p> <p>第4回会議 平成26年10月31日(金)午後2時から 以上</p>